

## わな猟狩猟免許取得補助金の交付に関する要綱

〔 令和 8 年 5 月 1 4 日 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥獣による農業に係る被害及び人的被害を防止するための施策を関係団体と緊密な協力体制の下で、総合的かつ効果的に推進することを目的として設立された牛久市鳥獣被害防止対策協議会の活動について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 3 9 条に規定するわな猟免許の取得にかかる経費の一部を、予算の範囲内において補助するものとし、当該補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人であって、本要綱に基づく手続きを経てわな猟狩猟免許の交付を受け、又は更新を行ったもの（以下「合格者等」という。）
- (2) 申請時点において、2 0 歳以上 6 5 歳未満の者。ただし、更新の場合はこの限りでない。
- (3) 当補助金を受給する事由となった狩猟免許が有効な期間、当協議会の活動に参加する者
- (4) 捕獲活動期間内において週 3 日以上、当協議会の活動（わな設置・見回り等）に参加できる者
- (5) 軽貨物自動車等、捕獲活動に要する物品や捕獲後の個体を運搬できる車両を有する、又は有することが確実と見込まれる者
- (6) 営利目的ではない者

(補助経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費ならびに補助額は、次に掲げる額とする。

ただし、同日に複数人が合格者等となった場合であって、その経費総額が予算を超過したときは、第1号の経費を優先的に補助し、第2号の経費を等分する。

(1) わな猟免許試験手数料・免許更新手数料(茨城県主催) 全額

(2) わな猟予備講習会受講料(一般社団法人茨城県猟友会主催) 最大1万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、わな猟狩猟免許取得補助金交付申請書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)を、茨城県が定める狩猟免許試験(わな猟)又は狩猟免許更新申請書提出期間末日までに牛久市鳥獣被害防止対策協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(受験(受講)結果の報告)

第5条 申請者は、試験又は受講終了後30日以内に受験(受講)結果報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、申請者から30日以内に前項の規定による報告がなかった場合は、申請者は不合格であったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、申請者から前条の規定による報告があり、申請者が合格者等となったことを確認したときは、わな猟狩猟免許取得補助金交付決定通知書(様式第4号)を合格者等へ通知しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 合格者等が補助金の請求をしようとするときは、わな猟狩猟免許取得補助金交付請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、交付は現金払とする。

(補助金の返還)

第8条 会長は、合格者等が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、かつ交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

牛久市鳥獣被害防止対策協議会会長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

わな猟狩猟免許取得補助金交付申請書

年度わな猟狩猟免許取得補助金を受けたいので、わな猟狩猟免許取得補助金の交付に関する要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業内容 わな猟狩猟免許取得（ 年 月 日実施）  
[ 新規取得 ・ 一部免除 ・ 更新 ]
- 2 申込方法 [ 郵送 ・ 電子申請 ]
- 3 講習会 [ 受講予定（ 年 月 日） ・ 受講しない ]
- 4 添付書類
  - ・ 宣誓書（様式第2号）
  - ・ 本人確認書類（顔写真付き・生年月日がわかるもの）
  - ・ 更新の場合は、現時点で取得しているわな猟狩猟免許の写し

様式第2号（第4条関係）

## 宣 誓 書

私は、わな猟狩猟免許取得補助金の交付を申請するにあたり、「わな猟狩猟免許取得補助金の交付に関する要綱」第2条に掲げられている全てに該当しており、わな猟狩猟免許取得後は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」及び関係法令を遵守し、牛久市鳥獣被害防止対策協議会の有害鳥獣捕獲活動に参加することを誓います。

年 月 日

宣誓者氏名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

牛久市鳥獣被害防止対策協議会会長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 受験（受講）結果報告書

年 月 日に受験したわな猟免許試験（講習を受けたわな猟免許更新）について、下記のとおり結果が出ましたので、わな猟狩猟免許取得補助金の交付に関する要綱第5条の規定に基づき、受験票情報及び受験結果をご報告いたします。

### 記

1 受験・受講結果 [ 合格（交付） ・ 不合格（不交付） ]

2 受験番号

4 添付書類（合格者のみ）

- ・新たに取得したわな猟狩猟免許状の写し
- ・電子申請以外の方法で申請した場合は、狩猟免許申請書に添付する茨城県収入証紙購入時の領収書
- ・予備講習会を受講した場合は、受講料の領収書

様式第4号（第6条関係）

牛久市鳥獣被害防対協第 号  
年 月 日

様

牛久市鳥獣被害防止対策協議会会長

わな猟狩猟免許取得補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があり、年 月 日付で報告のあった  
年度わな猟狩猟免許取得補助金については、審査の結果、わな猟狩猟免許取得補助  
金の交付に関する要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通  
知いたします。

記

1 事業内容 わな猟狩猟免許取得（年 月 日実施）  
[ 新規取得 ・ 一部免除 ・ 更新 ]

2 交付決定額 円

内訳（試験手数料・更新手数料 円）  
予備講習会受講料 円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

牛久市鳥獣被害防止対策協議会会長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

わな猟狩猟免許取得補助金交付請求書

年度わな猟狩猟免許取得補助金をわな猟狩猟免許取得補助金の交付に関する  
要綱第7条の規定に基づき請求します。

記

1 事業内容 わな猟狩猟免許取得（ 年 月 日実施）  
[ 新規取得 ・ 一部免除 ・ 更新 ]

2 補助金請求額 円

3 添付書類

・ わな猟狩猟免許取得補助金交付決定通知書